

平成29年度税制改正～法人税～ ～役員給与の見直し～

平成29年度税制改正により、役員給与の見直しが行われましたので、その改正内容についてお知らせいたします。

役員給与の見直し 役員給与として損金算入が認められる三種類の給与について、次のとおり見直しを行います。

(1) 定期同額給与 <改正前> 1月以下の一定期間ごとに同額で支給する給与



<改正後> 源泉徴収等後の金額が同額である定期給与を追加

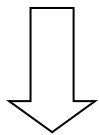
(2) 事前確定届出給与 <改正前> 所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与
(譲渡制限付株式による給与も対象)

<改正後> 所定の時期に確定した数の株式・新株予約権を交付する給与を追加

(3) 一定の利益連動給与

<改正前> イ 利益の状況を示す指標を基礎に算定

- 当該事業年度の指標に限定
- ハ 確定額を限度とするもの
- ニ 非同族会社が支給するもの



※ 退職給与・新株予約権による給与は、上記(1)～(3)にかかわらず、損金算入

<改正後> イ 算定指標に株価・売上高を追加

- 複数年度等の指標を追加
- ハ 株式・新株予約権の確定した数を限度とするものを追加
- ニ 非同族会社の100%子会社が支給するものを追加

※ 退職給与のうち業績連動給与に該当するものを上記(3)の対象とし、新株予約権による給与を上記(2)・(3)の対象とし、各要件を満たす場合に限り、損金算入

○ 譲渡制限付株式・新株予約権による給与

<改正前> 自社の役員等に付与対象が限定（譲渡制限付株式については100%子会社の役員等を含む。）



<改正後> 子会社の役員等を付与対象に追加

【制度の概要】 法人がその役員に対して支給する給与（注）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています。

（注） 次の給与を除きます。

イ 退職給与

- 新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等に規定する新株予約権による給与
- ハ イ及びロ以外のものとして使用人としての職務を有する役員に対して支給するその職務に対する給与
- ニ 法人が、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与

(1) 定期同額給与 その支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与でその事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずる一定の給与。

(2) 事前確定届出給与 その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（定期同額給与及び利益連動給与（利益の状況を示す指標を基礎として算定される給与をいいます。以下同じです。）を除きます。）で、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（同族会社に該当しない法人が支給するものに限り、）並びに《譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例》に規定する特定譲渡制限付株式（将来の役務の提供に係る一定のものに限り、）及びその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式による給与以外の給与にあっては納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合におけるその給与

(3) 一定の利益連動給与 同族会社に該当しない法人がその業務を執行する一定の役員に対して支給する利益連動給与で、次の要件を満たすもの

イ その支給額の算定方法が、その事業年度の利益の状況を示す指標を基礎とした客観的なもので、次の要件を満たすものであること。

(イ) 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること。(ロ) その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに、報酬委員会の決定その他適正な手続を経ていること。(ハ) その内容が、上記(ロ)の決定又は手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていること等一定の方法により開示されていること。

□ 上記イの利益の状況を示す指標の数値が確定した後1月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること。

ハ 損金経理をしていること。

【改正の内容】 損金の額に算入される役員給与について、次のとおり見直しが行われました。

(1) **定期同額給与の見直し** 定期同額給与について、次の見直しが行われました。

イ 定期給与の各支給時期における支給額から源泉税等の額（その定期給与について源泉徴収をされる所得税の額、特別徴収をされる地方税の額、健康保険法その他の法令の規定によりその定期給与から控除される社会保険料の額その他これらに類するものの額の合計額をいいます。）を控除した金額が同額である場合には、その定期給与のその各支給時期における支給額は、同額であるものとみなすこととされました。

ロ 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けた法人について定期同額給与の改定期限の見直しが行われ、その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日からその指定の月数に2を加えた月数を経過する日までとされました。

(2) **事前確定届出給与の見直し** 事前確定届出給与について、次の見直しが行われました。

イ 所定の時期に確定した数の適格株式（注1）を交付する給与が対象に追加されました。

ロ (4)の改正に併せて、所定の時期に確定した数の適格新株予約権（注2）を交付する給与が対象に追加されるとともに、その定めの内容に関する税務署長への届出が不要となる給与の対象に将来の役務提供に係る新株予約権による給与が追加されました。

ハ 利益その他の業績を示す指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与が対象から除外されました。

ニ 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けた法人について事前確定届出給与の届出期限の見直しが行われ、職務の執行の開始の日の属する会計期間開始の日からその指定の月数に3を加えた月数を経過する日までとされました。

（注1） 適格株式とは、市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式（その法人又は関係法人（*）が発行したものに限り、）をいいます。以下同じです。

（*） 関係法人とは、役員の職務につき支給する給与（株式又は新株予約権によるものに限り、）に係る株主総会等の決議をする日等において、その決議日からその株式又は新株予約権を交付する日までの間、その法人と他の法人との間に当該他の法人による支配関係が継続することが見込まれている場合の当該他の法人をいいます。

（注2） 適格新株予約権とは、その行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権（その法人又は関係法人が発行したものに限り、）をいいます。以下同じです。

(3) **利益連動給与の見直し** 利益連動給与について次の見直しが行われ、一定の業績連動給与を損金の額に算入することとされました。

イ 算定の基礎となる指標について、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限り、）が追加されるとともに、職務執行期間開始日以後に終了する事業年度等（改正前：当該事業年度）の指標を用いることができることとされました。

ロ 上記イの改正に併せて、損金経理要件について、給与見込額として損金経理により引当金勘定に繰り入れた金額を取り崩す方法により経理した場合も要件を満たすこととされました。

ハ 利益の状況を示す指標又は上記イの追加された指標を基礎として算定される数の適格株式を交付する給与で確定した数を限度とするものが対象に追加されました。

ニ (4)の改正に併せて、業績連動指標を基礎として算定される数の適格新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの及び業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される適格新株予約権による給与が対象に追加されました。

ホ 同族会社のうち同族会社以外の法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与が対象に追加されました。

ヘ 上記ホの同族会社以外の法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与の付与要件は、その算定方法についてその同族会社以外の法人の報酬委員会における決定等の手続を経て、その給与を支給する法人の株主総会等の決議による決定をすることとされました。

ト 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けた法人について、業績連動給与の報酬委員会の決定等の手続期限の見直しが行われ、職務執行期間開始日の属する会計期間開始の日からその指定の月数に2を加えた月数を経過する日までとされました。

(4) **退職給与及び新株予約権による給与に係る取扱いの見直し** 退職給与で利益その他の業績を示す指標を基礎として算定されるもののうち業績連動給与の損金算入要件を満たさないもの及び新株予約権による給与で事前確定届出給与又は業績連動給与の損金算入要件を満たさないものは、その全額を損金不算入とすることとされました。

(5) **確定した数の株式を交付するの定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等** 所定の時期に、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額は、交付決議時価額（注）とされました。

（注） 交付決議時価額とは、交付した株式又は新株予約権と銘柄を同じくする株式又は新株予約権の所定の時期に確定した数を交付する旨の定めをした日における価額をいいます。

【適用時期】 平成29年4月1日（〔改正の内容〕の(2)ロ及びハ、(3)ニ並びに(4)に係る部分については平成29年10月1日）以後に支給に係る決議（その決議が行われない場合には、その支給）をする給与について適用されます。